

登記嘱託書

登記の目的 何番所有権登記名義人住所変更（更正）

原因 年 月 日住所移転（錯誤）

変更後の事項 住所
（更正後の事項）

被代位者

代位者 埼玉県（国土交通省）

代位原因 年 月 日売買による所有権移転登記請求権

添付書類
嘱託書の写し（注） 登記原因証明情報 代位原因証書

年 月 日嘱託 さいたま地方法務局 支局（出張所）

嘱託者 印

連絡先の電話番号

登録免許税 登録免許税法第5条第1号

不動産の表示
所在
地番
地目
地積

（注）オンライン庁（オンラインにより登記申請ができる登記所）にあつては、「嘱託書の写し」は添付しない。